

平成 26 年度の雇用保険料率

前年度から変更はありません

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの
雇用保険料率は、平成 25 年度と変わらず次のとおりです。

(平成 26 年度 雇用保険料率表)

事業の種類 負担者	①	②			①+②
	労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000



厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所（ハローワーク）